

あきる野市個人情報保護条例の 一部を改正する条例（案）骨子

見直しする主な項目

あきる野市個人情報保護条例の見直しについて

あきる野市個人情報保護条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民が自己に関する個人情報の開示などを求める権利を明らかにし、市政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しています。

国においては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が制定され、マイナンバーと結び付いた個人情報が新たに「特定個人情報」とされるとともに、その取扱いなどについても定められました。

このため、本市においても番号法の趣旨に沿って、特定個人情報の利用・提供の制限、開示、利用の停止等の請求及び訂正した場合の通知に関する規定を追加し、条例を見直すものであります。

なお、このほか、用語の定義及び文言の整理の改正があります。

※ 従来の個人情報の取扱いに、変更は生じません。

条例(案) 骨子

◎ ポイント1

特定個人情報(※1)の収集の目的を超えて利用及び提供できる理由を、厳しく制限します。

【現 行】

(個人情報の利用・提供の制限)

あきる野市では、個人情報をその収集目的を超えて利用・提供することを原則禁止していますが、収集目的を超えて利用・提供できる場合として、次の7項目を規定しています。

- ① 本人の同意があるとき。
- ② 法令等に定めがあるとき。
- ③ 出版、報道等により公にされているとき。
- ④ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ⑤ 学術研究や統計の作成のために利用又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- ⑥ 市内部で利用する場合又は国や他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で利用することに相当な理由があると認められるとき。
- ⑦ その他、事務の必要上、相当な理由があると認められる場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。

【改正の内容(追加する規定の内容)】

(1) 特定個人情報の利用の制限

あきる野市が特定個人情報の収集目的を超えて利用することができる場合として、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき(※2)に限定します。

(2) 特定個人情報の提供の制限

あきる野市が特定個人情報を提供することができる場合として、番号法で定められている場合(※3)に限定します。

《解説》

※1 特定個人情報とは

個人情報(氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる個人に関する情報)に個人番号をその内容に含むものをいいます。

※2 本人の同意を得ることが困難であるときとは

事故で意識不明の状態である者に対する緊急の治療を行うに当り、個人番号でその者を特定する場合などです。

※3 番号法で定められている場合とは

同一の地方公共団体内の他の機関間での提供など、14の項目があります。(詳細は、別に掲載している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第19条をご覧ください。)

◎ ポイント2

特定個人情報の開示請求できる者を規定します。

【現 行】

(個人情報を開示請求できる者)

個人情報を開示請求できる者として、本人を原則とし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができることとしています。



【改正の内容（追加する規定の内容）】

(特定個人情報を開示請求できる者)

特定個人情報を開示請求できる者として、本人及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人の外に、本人が委任した代理人(※)を加えます。

《解説》

※ 本人が委任した代理人とは

マイナンバーが利用される福祉、税の分野の手續は、専門家である社会保険労務士や税理士などに手續を委任することが多いことなどから、これらの代理人も開示請求できるようにするものです。ただし、委任を受けていることを厳格に確認します。

◎ ポイント3

市民が、自己の特定個人情報の利用の停止等を請求できる場合を規定します。

【現 行】

(個人情報の利用の停止等を請求できる場合)

自己の個人情報の開示決定を受けた市民は、市が本条例の制限に違反して個人情報の収集、利用及び提供をしていると認めるときは、自己の個人情報の利用・提供の停止又は消去を請求できることとしています。



【改正の内容（追加する規定の内容）】

(特定個人情報の利用の停止等を請求できる場合)

自己の特定個人情報の開示決定を受けた市民は、市が本条例又は番号法に違反して収集、利用、提供等している(※)と認められるときは、自己の特定個人情報の利用・提供の停止等を請求できる規定を加えます。

《解説》

※ 市が本条例及び番号法に違反して収集、利用、提供等しているとは

市が本人の同意や法令の定めがないなどにも関わらず特定個人情報を収集し、又はポイント1の「改正の内容」で規定した制限に違反して、特定個人情報を利用又は提供した場合などにおいて、利用・提供の停止等を請求できるようにするものです。

◎ ポイント4

特定個人情報の訂正を決定し、**情報提供等記録(※)**の訂正をした場合に、総務大臣及び当該特定個人情報を提供した先等へ、訂正の通知をすることを規定します。

【現 行】

(個人情報の訂正を決定した場合の通知)

個人情報の訂正が決定した場合は、訂正請求者に対して書面によりその旨を通知することとしています。

【改正の内容(追加する規定の内容)】

(特定個人情報の訂正を決定した場合の通知)

特定個人情報の訂正が決定され、情報提供等記録の訂正を行った場合に、必要があると認めるときは、その訂正した旨を、総務大臣及び当該特定個人情報の照会者又は提供者に、書面により通知することを規定します。

本人には、特定個人情報の訂正が決定された時点で、書面により通知します。

《解説》

※ 情報提供等記録とは

番号法が規定する事務を実施するに当たって、情報提供ネットワークにより、他の機関に特定個人情報の提供又は照会をするときに、情報照会者及び情報提供者に対して保存が義務付けられている記録事項をいい、あきる野市が保存します。

◎ ポイント5

改正の施行日は次のとおりです。

平成28年1月1日に施行します。ただし、(1)及び(2)については、それぞれの施行日となります。

(1) ポイント1の【改正】(2) 特定個人情報の提供の制限 **平成27年10月5日**

(2) ポイント4の特定個人情報の照会者又は提供者への通知 **公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日**